

第14号議案

中間市企業誘致条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市企業誘致条例の一部を改正する条例

中間市企業誘致条例（平成24年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「建設」を「設置」に改め、同条第5号中「事務所等」を「事業所等」に改め、同条第6号中「事務所等」を「事業所等」に、「建設」を「設置」に改め、同条第7号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第5条第2項第2号」を「第4条第2項第1号」に改める。

第6条第2項及び第3項第2号中「事務所等」を「事業所等」に改める。

第10条中「事務所等」を「事業所等」に、「引続き」を「引き続き」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

中間市企業誘致条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新設 本市内において新たに事業所等を<u>設置</u>することをいう。</p> <p>(5) 増設 本市内に事業所等を有する者が、当該事業所等を新たに市内に設置し、又は既存の<u>事業所等</u>を拡充することをいう。</p> <p>(6) 移設 本市内に事業所等を有する者が、当該<u>事業所等</u>を廃止し、本市内の別の地域に新たに事業所等を<u>設置</u>することをいう。</p> <p>(7) 適用区域 <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第2項第1号</u>に規定する区域及び市長が特に認めた区域をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(適用区域における固定資産税の課税免除)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新設 本市内において新たに事業所等を<u>建設</u>することをいう。</p> <p>(5) 増設 本市内に事業所等を有する者が、当該事業所等を新たに市内に設置し、又は既存の<u>事務所等</u>を拡充することをいう。</p> <p>(6) 移設 本市内に事業所等を有する者が、当該<u>事務所等</u>を廃止し、本市内の別の地域に新たに事業所等を<u>建設</u>することをいう。</p> <p>(7) 適用区域 <u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第2項第2号</u>に規定する区域及び市長が特に認めた区域をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(適用区域における固定資産税の課税免除)</p>
<p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定による課税の免除は、設置された事業所等が操業を開</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定による課税の免除は、設置された事業所等が操業を開</p>

始した日（市長が必要であると認めて別に定めたときは、その定めた日）後、最初に固定資産税が賦課される年度（以下「基準年度」という。）における当該事業所等の固定資産について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税に限る。

3 固定資産の範囲は、固定資産税が賦課されたもののうち、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 土地 当該事業所等の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）

(3) (略)

(指定の承継)

第10条 指定事業者から相続、譲渡、合併その他の理由により当該事業所等を承継した事業者は、当該事業が継続される限り、引き続き第5条に規定する奨励措置を受けることができる。この場合において、当該事業所等を承継した者は、承継の事実を証する書類を添付して90日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

始した日（市長が必要であると認めて別に定めたときは、その定めた日）後、最初に固定資産税が賦課される年度（以下「基準年度」という。）における当該事務所等の固定資産について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税に限る。

3 固定資産の範囲は、固定資産税が賦課されたもののうち、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 土地 当該事務所等の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）

(3) (略)

(指定の承継)

第10条 指定事業者から相続、譲渡、合併その他の理由により当該事務所等を承継した事業者は、当該事業が継続される限り、引続き第5条に規定する奨励措置を受けることができる。この場合において、当該事務所等を承継した者は、承継の事実を証する書類を添付して90日以内にその旨を市長に届け出なければならない。